

下水道等接続率向上のための事業について

○背景

下水道事業の安定的な経営のためには、接続率の向上が非常に重要となります。そこで、市では接続率向上につながる具体的な施策を検討するため、令和5年度に未接続世帯を対象としたアンケート調査を実施しました。この調査では、市民の抱える未接続理由や市に求める支援等について、より具体的な情報を得ることができました。これらの調査で得られた市民の声、各地域の年齢構成、今後の人口動態などを勘案し、目指すべき施策の方向性、実現可能性などを考察しました。

その結果、市では以下の2つに重点を置き、今後の接続率向上につながる事業を検討しました。

①供用開始後の速やかな接続につながる事業

⇒未接続の理由は時間をかければ解決するものばかりではないため、供用開始から数年が経過しても未接続のままという世帯が残っています。供用開始直後から接続の支援を行い、市民が積極的に接続できる環境を整備します。

②市民の費用負担を軽減させる事業

⇒市に求める支援は、市民の経済的負担を軽減させることが大部分です。今の那珂市下水道事業で実現可能な経済的支援について検討しました。

事業1. 那珂市公共下水道早期接続促進事業(案)について

○事業内容

供用開始後3年以内に公共下水道に接続した世帯の下水道使用料（基本料金を含む）について、最初の検針から6回目の検針までの分を免除します。

※供用開始とは、下水道の使用が可能になったことをいいます。

※検針とは、水道メーターの目盛りを調べることで、水道使用量を把握することです。下水道使用料は、水道使用量をもとに計算されます。那珂市の検針は、2月に1度行われます。

○対象者

次のすべてに該当する者（個人に限る）

- ・ 合併処理浄化槽、単独処理浄化槽またはくみ取り槽を廃止し、公共下水道に接続した者（新築住宅・賃貸住宅は除く）
- ・ 市民税等を滞納していない世帯の者
- ・ 下水道使用料を口座振替で納付する者

○設定要件についての説明

◆ 『供用開始後3年以内』とした理由

これまでも、市民に対しては供用開始後3年以内の接続をお願いしています。市民からの理解の得やすさ、市民への説明のしやすさなどを考慮し、事業の対象期間も供用開始後3年以内としました。

◆ 免除期間を1年ではなく、検針6回分とした理由

下水道使用料は水道料金と合わせて2月に一度請求されます。免除期間を1年とした場合、1つの請求書に免除の対象となる月の分と対象とならない月の分が混在する場合があります。市民にとって分かりにくくなります。また、日割り計算も必要となり、使用料算定に誤りが生じる可能性が高くなると考え、検針の回数で免除期間を示すこととしました。

◆ 新築住宅・賃貸住宅を除いた理由

現在浄化槽やくみ取り槽を使用している世帯のうち、どれくらいの世帯が下水道に接続するかが接続率を大きく左右します。しかしながら、これらの世帯では使用中の浄化槽の機能が保全されていることや、接続工事に伴って水回りの改修工事が必要となる場合もあることなどから、早期の接続に消極的な世帯もみられます。当該事業は、これらの世帯が接続を検討する契機となることを目的とし、新築住宅は対象外としました。

また、賃貸住宅については、工事費用を負担した方と使用料免除を受けられる方が違うことが想定されるため、当該事業の対象外としました。

◆ 下水道使用料の口座振替を要件とした理由

下水道の使用料収入は事業運営にとって大変重要な収入源であり、確実に徴収しなければなりません。口座振替の利用は、納付忘れを防ぎ、徴収率の向上につながります。接続率の向上を使用料収入の確保に結びつけるためにも、口座振替は必要な要件と考えました。

事業2. いい那珂暮らし下水道等接続促進キャンペーン(案)について (公共下水道・農業集落排水を対象とした期限付きの事業)

那珂市では供用開始から数年以上が経過した未接続世帯も依然として多い状況です。下水道等の接続率向上のためには、これらの世帯の接続をどのように促すかというのも大きな課題となっています。そのため、未接続の全世帯を対象とした期限付きの接続促進キャンペーンを実施し、より多くの世帯が接続を前向きに検討できる機会を創出することにしました。

○事業内容

◇キャンペーン期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

◇キャンペーン特典

キャンペーン期間中に下水道等（公共下水道及び農業集落排水）に接続した世帯の下水道使用料（基本料金を含む）について、最初の検針から6回目の検針までの分を免除します。

○対象者

次のすべてに該当する者（個人に限る）

- ・ 合併処理浄化槽、単独処理浄化槽またはくみ取り槽を廃止し、下水道等に接続した者（新築住宅・賃貸住宅は除く）
- ・ 市民税等を滞納していない世帯の者
- ・ 下水道使用料を口座振替で納付する者

※「那珂市公共下水道早期接続促進事業」では、供用開始後3年以内の世帯を対象としていますが、「接続促進キャンペーン」では供用開始から何年経過していても対象となります。また、公共下水道・農業集落排水どちらの区域の世帯でも対象となります。

参考1 供用開始年度と使用料免除の対象となる接続期間

事例① 令和7年4月1日に公共下水道が供用開始になった区域にお住まいの方
→令和7年度～令和9年度に下水道に接続すると、早期接続促進事業の対象となり、検針6回分の使用料が免除されます。(表中の①)

事例② すでに下水道等が供用開始となった区域にお住まいの方
→令和7年度～令和8年度に下水道等に接続すると、早期接続促進事業または接続促進キャンペーンの対象となり、検針6回分の使用料が免除されます。(表中の②)

供用開始年度	接続年度					
	R7	R8	R9	R10	R11	R12
～R4	②					
R5						
R6						
R7	①					
R8						
R9						
R10						

当該事業では「供用開始から3年以内」または「キャンペーン期間中」に下水道等に接続した世帯を免除の対象としているため、上表の色付きの期間に接続工事を完了させることが要件となります(排水設備等工事完了届で確認します)。※完了検査が前出の期間を過ぎても問題ありません。

参考2 事業の周知について

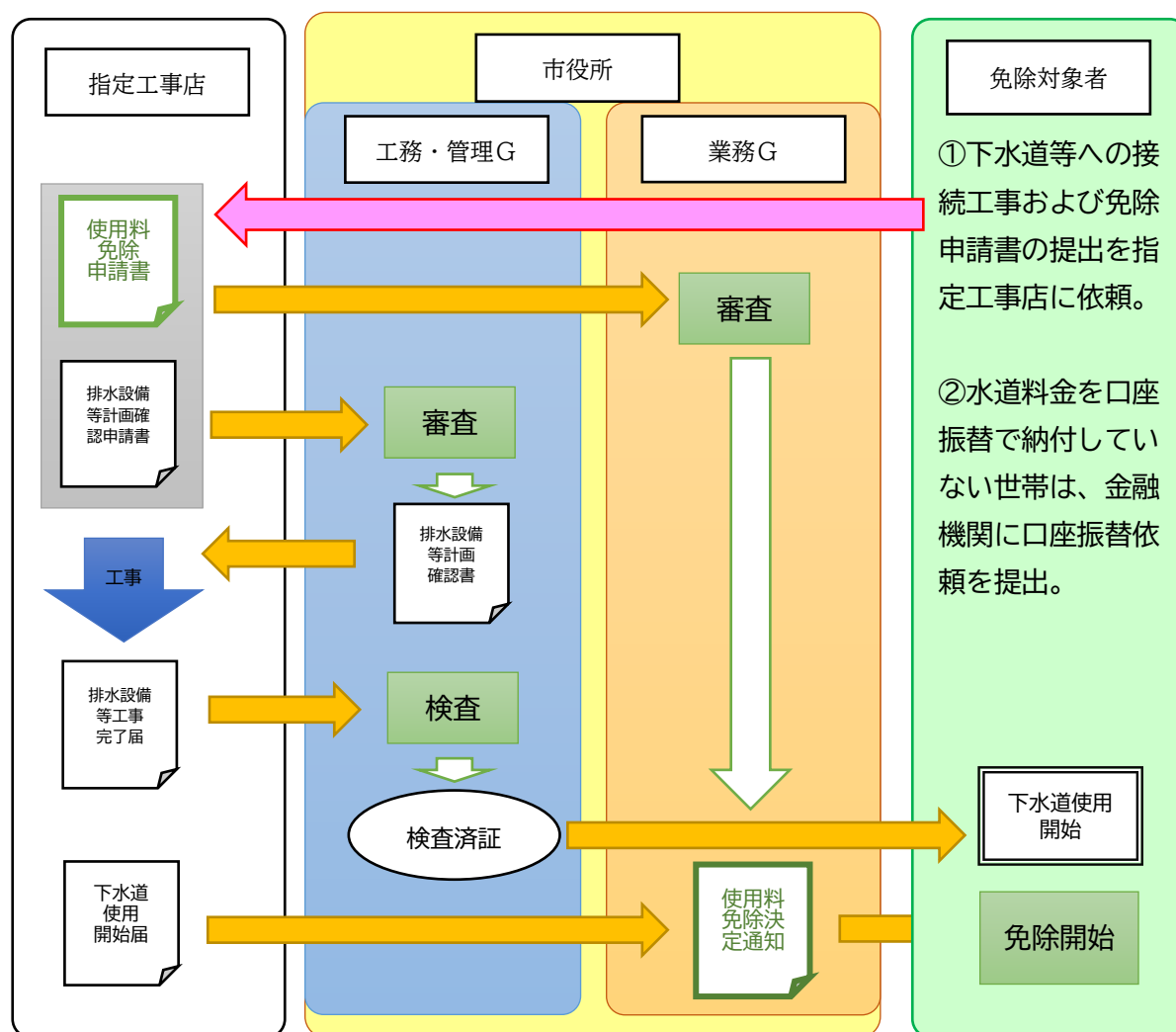
対象者	広報の具体的な方法
全市民	広報誌、ホームページに掲載します。
未接続世帯	対象世帯に接続促進キャンペーンの案内を送付します。
供用開始になる世帯	受益者負担金の賦課説明会で説明します。 供用開始時に早期接続促進事業の案内を同封します。
排水設備指定工事店	促進事業についての説明会を開催します。

市民への周知は、事業実施が決定し次第速やかに開始します。全市民に向けた広報のほか、

未接続世帯へのダイレクトメール送付など、多様な方法や機会を捉えて周知を図ります。

下水道等への接続工事は、必ず排水設備指定工事店に依頼しなくてはなりません。そのため、指定工事店が当該事業の内容を把握しておくことは大変重要となります。

参考3 申請から減免開始までの流れ



①「使用料免除申請書」の提出については、排水設備指定工事店が提出を代行し、「排水設備等計画確認申請書」と同時に市へ提出してもらうことにより、免除対象者が直接来庁せずに、手続きを完了できる流れを想定しています。

②下水道使用料は水道料金と合わせて徴収されるため、水道料金を口座振替で納付している世帯は、金融機関への手続きの必要はありません。